

吉森 賢・齋藤 正章編著 「コーポレート・ガバナンス」放送大学大学院教材(ラジオ)

放送大学教育振興会 2009年3月20日刊を読む

## 学校法人のガバナンスを考える

### 1. はじめに

(1) 学校法人とは、私立学校のことをいう。

(2) これは学校教育法で「国立学校とは国の設置する学校を、公立学校とは地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは学校法人の設置する学校をいう」(3条2)から明らかである。

### 2. 学校法人のガバナンスの仕組み

(1) 理事会が学校運営についての最高意思決定機関であり

(2) 理事長が学校法人を代表して、すべての法人業務についての執行責任を負っている。

(3) 予算・業務計画等については、理事長はあらかじめ評議委員会の意見を聞かなくてはならない。

(4) 理事長の下に、教学についての執行機関である学校の長としての学長・校長等がおかれている。

(5) 学校法人には、監事2人以上をおかなければならない(私立学校法35条)監事の職務について(36条で)定められている。

### 3. おわりに

(1) 少子化による入学者数の減少や私立学校法の改定等、学校法人においても業務の効率性、有効性、透明性を高めることが必要になってきている。

(2) そういう意味で、質の高い教育サービスを維持するためにも内部監査をはじめとする自助努力が重要である。

### [コメント]

コーポレート・ガバナンスを考えるとときには、企業のガバナンスと同時に、非常利組織のガバナンス、つまり、国、地方自治体、独立行政法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人 NPO 法人、NGO などのガバナンスも、避けて通れない。十分研究を深めたい。

- 2009年8月26日林明夫記 -